

入 札 説 明 書

京都府立園部高等学校校内樹木伐採及び強剪定業務に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和 7 年 2 月 20 日（木）
- 2 契約担当者 京都府立園部高等学校 校長 前野 正博
- 3 担当部署 〒622-0004 京都府南丹市園部町小桜町 97 番地
京都府立園部高等学校 事務部
電話番号 0771-62-0051
- 4 入札に関する事項
 - (1) 業務の名称及び数量
京都府立園部高等学校校内樹木伐採及び強剪定業務 一式
 - (2) 業務の仕様等
別添「京都府立園部高等学校校内樹木伐採及び強剪定業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
 - (3) 履行場所
京都府立園部高等学校 敷地内
 - (4) 履行期間
契約日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 5 入札説明書及び仕様書の入手方法
 - (1) 原則として、8 (2)に定める一般競争入札参加資格審査申請書（別記第 1 号様式。以下「申請書」という。）の提出期間までに、本校ホームページ（[京都府立園部高等学校](#)）において電子ファイル（PDF）をダウンロードすること。
 - (2) 窓口配布を希望する場合は、令和 7 年 2 月 20 日（木）から令和 7 年 3 月 3 日（月）の間に、3 に示す担当部署へ問い合わせの上、入手すること。
- 6 入札に参加できない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
注 役員等とは、法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。
 - (イ) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (3) 前記 (2) に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

7 入札に参加する者に必要な資格

一般競争入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たし、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者であること。

- (1) 府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者
- (2) 公告日の属する年の1月1日において、直前2営業年度以上の営業実績を有する者
- (3) 次のアからウのいずれかに該当する者（府の区域内に営業所を有するものに限る。）
 - ア 森林組合法（昭和53年法律第36号）第3条第1項に規定する森林組合又は森林組合連合会に該当する者（以下「森林組合」という。）
 - イ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の規定による京都府知事の認定を受けた者（以下「認定事業主」という。）
 - ウ 建設業法第3条の規定による「造園工事」の許可を有する者
- (4) 京都府の区域を担当する営業所において、令和2年4月1日以降において、国又は地方公共団体が発注し完了した学校等の樹木伐採業務（学校等には庁舎、住宅、公園、河川、道路を含む。）で、規模が同等以上（高木10本以上の伐採及び強剪定又は実面積1,000㎡以上の学校等樹木管理）のものが含まれている業務の元請けとしての業務実績を有する者
- (5) 次のアからエまでのいずれかに該当する者（以下「専門技術者」という。）を常時1名以上雇用している者
 - ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（同法第32条第1項の規定による登録を受けた技術部門が技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）第2条第13号に規定する森林部門である者）に限る。）
 - イ 森林法（昭和26年法律第249号）第187条第3項に規定する林業普及指導員資格試験に合格した者（森林法の一部を改正する法律（平成16年法律第20号）附則第3条の規定により当該試験に合格した者とみなされる者を含む。）
 - ウ 知事が別に定める森林の施業に必要な専門的技術、知識等を習得させるための研修を受講し、その修了を認定された者（グリーンワーカー研修等）
 - エ 現場責任者（常勤である者に限る）に2級以上の造園施工管理技士の資格を有する者
- (6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していない者
- (7) 府内に事業所を設置している者
- (8) 申請書の提出期間の最終日から入札までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

8 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府立園部高等学校長（以下「校長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の入手方法

ア 原則として、(2)に示す申請書の提出期間までに、本校ホームページからダウンロードすること。

イ 窓口配布を希望する場合は、(2)に示す申請書の提出期間までに、3に示す担当部署へ問い合わせの上、入手すること。

(2) 申請書の提出期間

令和7年2月20日（木）から令和7年3月3日（月）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 提出場所

3に同じ。

(4) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期限内に必着のこと。

(5) 添付書類

申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、『令和4・5・6年度の「森林整備事業」又は、「造園工事競争入札参加資格者名簿（一般競争入札及び指名競争入札）」』に登載された者については、資格審査結果通知書の写しを添付することで、次のアからキまでの資料を省略することができる。

ア 法人にあつては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書の写し、個人にあつてはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第16条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

イ 森林組合にあつては、設立を証明する書類の写し

認定事業主にあつては、「認定書」の写し

建設業事業主にあつては建設業法第3条の規定による「造園工事」の許可書の写し

ウ 雇用する専門技術者のその資格を証明するものの写し

エ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書（別記第2号様式）

オ 消費税及び地方消費税納税証明書

カ 法人にあつては財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書）、個人にあつては所得税の確定申告書の写し

キ 営業経歴書（別記第3号様式）

ク 過去5年以内の同種の業務に係る実績一覧（別記第4号様式）

ケ 取引使用印鑑届（別記第5号様式）

コ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別記第6号様式）

サ 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）に係る誓約書（別記第7号様式）

(6) 資料等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(7) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

9 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、京都府立園部高等学校校内樹木伐採及び強剪定業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

10 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、10による資格審査の結果を通知した日から令和7年3月31日までとする。

12 参加資格審査申請書記載事項の変更

申請書を提出した者（9の名簿に登載されなかった者を除く。）は次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記第9号様式）により当該変更に係る事項を校長に届け出なければ

ならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所等の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては資本金又は代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
- (4) 取引使用印鑑

13 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（6に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると校長が認めたとときに限り、その参加資格を承継することができる。
 - ア 個人が死亡したときは、その相続人
 - イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
 - ウ 個人が法人を設立したときは、その法人
 - エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
 - オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人
- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（別記第10号様式。以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他校長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知するものとする。

14 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当すると認めるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことにより、その資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知するものとする。

15 仕様書に係る質問・回答について

- (1) 質問書の提出
 - ア 提出期間 令和7年3月4日（火）から令和7年3月5日（水）まで（午前9時から午後5時まで。）
 - イ 提出方法 持参、郵送又はFAX送信（期限必着）により提出すること。（FAX送信の時は、質問書原本を入札当日、持参すること。）

- ウ 提出先 京都府立園部高等学校
F A X 番号(0771)62-0116
- エ 質問書は、別紙様式 4 を使用すること。
- オ 宛先は「京都府立園部高等学校長」とすること。
- カ 提出期間内に質問書の提出がない場合は、「質問事項なし」として取り扱う。
- (2) 回答書の交付
 - ア 日時 令和 7 年 3 月 6 日 (木)
F A X により交付する。
 - イ 9 の名簿に登載された者全員に回答書を交付し、質問事項がない場合もその旨を各者に連絡し、回答書の交付は行わない。
- (3) 質問書及び回答書の扱い
 - ア 回答書は、仕様書の一部として、入札条件となる。
 - イ 質問書の提出又は回答書の交付に応じない場合であっても、仕様書の内容について、すべて承知したのものとして入札を行う。

16 入札日時及び場所

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
令和 7 年 3 月 10 日 (月) 午前 11 時 00 分
 - イ 場所
京都府立園部高等学校 会議室 2
- (2) 入札の方法
 - ア 入札書(別紙様式 1)は持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。
 - イ 代理人により入札をしようとするときは、委任状(別紙様式 2)を提出することとする。この場合、入札書に入札者の住所、氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印をしておかなければならない。
 - ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合は、その商号又は名称)及び「京都府立園部高等学校校内樹木伐採及び強剪定業務に係る入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印する。
なお、開札後予定価格の範囲内の入札がないときで、直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。
 - エ 資格審査の結果、資格を有すると認められたものが 1 名であっても、原則として入札を執行する。
 - オ 入札執行回数は 2 回までとする。
 - カ 一般競争入札参加資格審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。
 - キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
 - ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届(別紙様式 3)を郵送又は持参により事前に提出すること。
- (3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。
なお、入札書の入札金額については訂正できない。
- (4) 提出された入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (6) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案その他の添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係る職員(以下「関係職員」という。)に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に係りのない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する者の入札は、無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者（失格者を含む）は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額・氏名・印鑑及び重要な文字が誤脱し、若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ その他入札に関する条件に違反した者のした入札

コ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者の入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から 7 日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

17 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

18 入札保証金

免除する。

19 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

20 契約保証金

京都府会計規則第159条第2項第7号により免除する。

21 契約書の作成の要否

要（別紙契約書案により作成するものとする。）

22 その他

- (1) 1から21までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。
- (3) 契約書案、仕様書及び別添資料、質問・回答については、入札当日返却しなければならない。
- (4) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求のあった場合はこれを提出しなければならない。